

茅ヶ崎市重層的支援体制整備事業 実施計画

令和4年度～令和7年度

令和4年3月

茅ヶ崎市

1 重層的支援体制整備事業の実施について

1 重層的支援体制整備事業の概要

社会福祉法(以下「法」という。)の改正により、重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業が創設された背景として、ひきこもりや支援拒否などの社会からの孤立や、ダブルケア、8050問題などのように地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、従来の分野別の支援体制では、対応が困難になっている現状があります。

これらを踏まえ、重層的支援体制整備事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

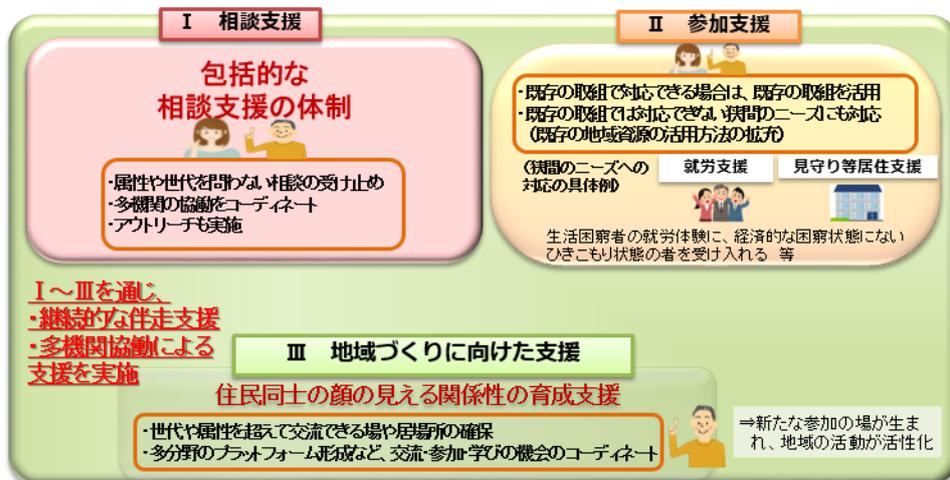
2 計画の位置づけ

本計画は、法第106条の5第1項の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。

また、同条第3項の規定に基づき、茅ヶ崎市地域福祉計画、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画及び茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画と調和が保ちながら、地域共生社会の実現に向け、地域福祉を推進するため策定するものです。

3 重層的支援体制整備事業の目的

本事業の目的は、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かしながら複雑化・複合化した支援ニーズに対応する地域全体で支え合う体制を構築し、すべての市民に対する重層的なセーフティネットの強化を図ることです。各事業が相互に重なり合いながら、本人に寄り添い、伴走する支援体制の構築を目指します。



厚生労働省「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル」より抜粋

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
(ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
(イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
(ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

2 重層的支援体制整備事業において実施する事業

1 包括的相談支援事業

包括的相談支援事業は、高齢・障がい・子ども・生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行うものです。

事業名 【担当課】	実施体制
地域福祉活動支援事業 【福祉部福祉政策課】	【実施機関・実施方式】 茅ヶ崎市社会福祉協議会（委託） 地区社会福祉協議会内の地区ボランティアセンター（13か所）（地域の福祉活動） 【業務内容】 相談支援、日常生活支援事業、地区活動、ボランティア活動支援、地区活動支援
総合相談事業 【福祉部福祉政策課】	【実施機関・実施方式】 福祉政策課福祉総合相談担当（直営） 【業務内容】 相談支援
生活困窮者自立相談支援事業 【福祉部福祉政策課】	【実施機関・実施方式】 生活自立相談窓口（直営） 【業務内容】 相談支援、支援プラン作成、就労準備支援、住居確保給付金の支給、学習支援
障がい者等への相談支援体制の機能強化 【福祉部障がい福祉課】	【実施機関・実施方式】 相談支援事業所（4か所）（委託） 【業務内容】 相談支援、地域の相談機関との連携・調整
地域包括支援センターの運営に関する事務 【福祉部高齢福祉介護課】	【実施機関・実施方式】 基幹型地域包括支援センター（1か所）（直営） 地域包括支援センター（13か所）（委託） 【業務内容】 高齢者等に対する総合相談・支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的マネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務、地域ケア会議

<p>地域子育て支援拠点事業</p> <p>【こども育成部子育て支援課】</p>	<p>【実施機関・実施方式】</p> <p>子育て支援センター（4か所）（委託）</p> <p>浜見平保育園地域育児センター（1か所）（直営）</p> <p>【業務内容】</p> <p>相談支援、サービス等の情報提供</p>
<p>利用者支援事業</p> <p>【こども育成部子育て支援課・保育課】</p> <p>【保健所健康増進課】</p>	<p>【実施機関・実施方式】</p> <p>茅ヶ崎駅北口子育て支援センター（子育てアドバイザーによる相談）（委託）</p> <p>保育課窓口（保育コンシェルジュによる相談）（直営）</p> <p>子育て世代包括支援センター（母子保健コーディネーターによる相談）（直営）</p> <p>【業務内容】</p> <p>相談支援、サービス等の情報提供</p>
<p>家庭児童相談事業</p> <p>【こども育成部こども育成相談課】</p>	<p>【実施機関・実施方式】</p> <p>家庭児童相談室（直営）</p> <p>【業務内容】</p> <p>相談支援、サービス等の情報提供</p>
<p>住まいの相談窓口 （住環境整備事業）</p> <p>【都市部都市政策課】</p>	<p>【実施機関・実施方式】</p> <p>都市政策課住宅政策担当（直営）</p> <p>【業務内容】</p> <p>相談支援（住まい探しの相談）</p>
<p>精神保健 個別支援に関する事務 （精神保健福祉相談）</p> <p>【保健所保健予防課】</p>	<p>【実施機関・実施方式】</p> <p>保健予防課保健対策担当（直営）</p> <p>【業務内容】</p> <p>精神疾患、精神障がい、メンタルヘルス、自殺念慮者等、精神保健福祉に関する相談支援</p>

2 多機関協働事業

多機関協働事業は、既存の個別支援ネットワークでは対応が難しい複雑化・複合化した課題を抱え、さまざまな課題の解きほぐしが求められる事例等について、重層的支援会議を開催し、各関係機関の役割分担、支援の方向性の整理、事例全体の調整機能を担います。

事業名 【担当課】	実施体制
<p>総合相談事業</p> <p>【福祉部福祉政策課】</p>	<p>【実施機関・実施方式】</p> <p>福祉政策課福祉総合相談担当（直営）</p> <p>【業務内容】</p> <p>相談支援</p>

地域福祉活動支援事業 【福祉部福祉政策課】	【実施機関・実施方式】 茅ヶ崎市社会福祉協議会（委託） 【業務内容】 相談支援、ボランティア活動支援、地区活動支援
--------------------------	--

3 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（以下、「アウトリーチ等事業」という。）は、ひきこもり等の狭間の課題や複合的な課題を抱えており、自ら支援を求めることのできない人や支援につながることに拒否的な人などに必要な支援を届けるための事業です。

本事業では、支援関係機関や地域住民のネットワークが本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や本人とのつながりづくりに向けた支援を重視し、支援のネットワークのつながりを構築するとともに、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集します。

事業名 【担当課】	実施体制
総合相談事業 【福祉部福祉政策課】	【実施機関・実施方式】 福祉政策課福祉総合相談担当（直営） 【業務内容】 相談支援
地域福祉活動支援事業 【福祉部福祉政策課】	【実施機関・実施方式】 茅ヶ崎市社会福祉協議会（委託） 【業務内容】 相談支援、ボランティア活動支援、地区活動支援

4 参加支援事業

参加支援事業は、各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行う事業です。本人のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人の支援メニューのマッチングを行います。

事業名 【担当課】	実施体制
地域福祉活動支援事業 【福祉部福祉政策課】	【実施機関・実施方式】 茅ヶ崎市社会福祉協議会（委託） 地区社会福祉協議会内の地区ボランティアセンター（13か所）（地域の福祉活動） 【業務内容】 相談支援、日常生活支援事業、地区活動、ボランティア活動支援、地区活動支援

総合相談事業 【福祉部福祉政策課】	【実施機関・実施方式】 福祉政策課福祉総合相談担当(直営) 【業務内容】 相談支援
----------------------	--

5 地域づくり事業

重層的支援体制整備事業における「地域づくり事業」は、高齢・障がい・子ども・生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを活かし、交流の場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築等により地域における多様な取り組みのコーディネート等を行うものです。

地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備を目指します。

事業名 【担当課】	実施体制
地域福祉活動支援事業 【福祉部福祉政策課】	【実施機関・実施方式】 茅ヶ崎市社会福祉協議会(委託) 地区社会福祉協議会内の地区ボランティアセンター(13か所)(地域の福祉活動) 【業務内容】 相談支援、日常生活支援事業、地区活動、ボランティア活動支援、地区活動支援、サロン活動、居場所づくり、地区ボランティアセンターの運営支援、総合相談事業 ※地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業を含む。
地域介護予防活動支援事業 【福祉部高齢福祉介護課】	【実施機関・実施方式】 高齢福祉介護課(直営) 【業務内容】 地区組織活動支援事業 介護予防ボランティア支援事業 歌体操ボランティア養成講座
生活支援体制整備事業 【福祉部高齢福祉介護課】	【実施機関・実施方式】 高齢福祉介護課(直営) 茅ヶ崎市社会福祉協議会(委託) 【業務内容】 地域支え合い推進員の配置 協議体の設置及び運営

地域活動支援センター 機能強化事業 【福祉部障がい福祉課】	【実施機関・実施方式】 地域活動支援センター（8か所）（委託） 【業務内容】 創作的活動及び生産活動の機会の提供 社会との交流促進
-------------------------------------	---

3 支援会議・重層的支援会議

1 支援会議・重層的支援会議について

本市では、重層的支援体制整備事業を円滑な実施を図るため、法第106条の6に基づき、課題を抱える地域住民に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めるための支援会議を開催します。

また、支援対象者等に対する個別の支援プランの決定とその妥当性を担保するため、重層的支援会議を開催します。

2 位置付け

1.名称	支援会議	重層的支援会議
2.位置付け	社会福祉法第106条の6 支援会議を開催し、法に基づき構成員に守秘義務を課して、潜在的な課題を抱える人に関する情報共有や支援方針の検討を行う。	福祉政策課福祉総合相談担当及びCSW が包括的相談支援事業やアウトリーチ等事業などで把握した要支援者に対し実施する支援検討会議のうち、支援及び関係機関との個人情報共有について本人の同意が得られている事例を取り扱う会議及び地域生活課題に対して社会資源の開発等に向けた取組を検討する会議を「重層的支援会議」として位置づける。
3.会議内容	① 気になる事例についての情報提供・情報共有 ※本人の同意が得られていない場合でも自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援できていない人などを支援するため情報共有することが可能 ② 支援方針の決定と共有 ③ 緊急性がある事案への対応	支援対象者等に対する個別の支援プラン決定等 ① 多機関協働事業、アウトリーチ等事業、参加支援事業のプランについて、関係機関が参加して合議のもとで適切性を判断する。 ② 多機関協働事業、アウトリーチ等事業、参加支援事業のプラン終結時等においては、支援の経過

		<p>と成果を評価し、プランに基づく支援を終結するかどうかを検討する。</p> <p>③ 個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置付け、社会資源の開発等に向けた取組を検討する。</p>
4.構成員	<p>・福祉政策課福祉総合相談担当(主催)</p> <p>・茅ヶ崎市社会福祉協議会のCSW</p> <p>・主に行政機関、各分野の相談支援機関、福祉サービス提供事業者、医療機関、学校等幅広く想定し、要支援者の状況や開催時期等により、構成員を変更する。</p>	同左
5.守秘義務	<p>支援会議の出席者は、支援会議において知り得たすべての事項(地域住民に関する情報だけでなく、広く事務の実施に関するものを含む。)について守秘義務がある。</p> <p>※支援会議においては、地方税法(昭和25年法律第226号)第22条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報より厳しい守秘義務が課せられている税務職員が有する納税者等の情報を本人の同意なく共有することまでは想定していないことについて留意が必要。</p>	同左
6.その他	<p>既存の会議体である要保護児童対策地域協議会や生活困窮者自立支援調整会議、地域ケア会議などで個別支援を検討する際に、参加者が支援会議と重複する部分についても必要に応じて支援会議として位置付ける。</p>	<p>重層的支援会議は、次の4つのタイミングで開催します。プランについては、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等事業のすべてが該当します。</p> <p>① プラン策定時</p> <p>② プラン変更時</p> <p>③ 支援終結の判断時</p> <p>④ 支援中断の決定時</p>

		※主な検討内容は次の(3)のとおり。
--	--	--------------------

※CSW…コミュニティソーシャルワーカー

3 重層的支援会議の主な検討事項

重層的支援会議の開催時期ごとの主な検討内容は次の表のとおりです。

開催時期	主な内容
プラン策定時	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント結果に基づく本人の目標、支援方針、プラン内容 ・各関係機関の役割分担の確認 ・モニタリングの時期の検討等
プラン変更時	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の状況変化の確認、評価 ・現行プランの評価 ・プラン変更内容の確認(プラン策定時の内容と同様)
支援終了の判断時	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の目標達成状況、本人に関わる支援者の状況等の確認 ・支援終了の評価、フォローアップの必要性やその方法の確認
支援中断の決定時	<ul style="list-style-type: none"> ・本人との連絡が完全に取れなくなった場合等における、支援中断の決定

4 一体的な連携に関する事項

高齢・障がい・子ども・生活困窮等の分野との連携構築

包括的相談支援事業及び地域づくり事業の対象となっている高齢・障がい・子ども・生活困窮をはじめとする多分野との連携を強化し事業の一体的な実施を図るとともに、市全体として包括的な支援体制が構築されるよう、既存のネットワークや各種会議体を十分に生かしつつ、実施体制を構築します。

5 計画推進に向けて

1 計画の推進体制について

本計画の推進、進行管理のために、市の附属機関である「茅ヶ崎市地域福祉推進委員会」及び庁内会議の「茅ヶ崎市地域福祉推進調整会議」、茅ヶ崎市社会福祉協議会が設置する「茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会」において、計画の進捗状況を把握・検証するとともに、取り組みを評価する体制を取ります。

2 進捗管理と評価方法

本計画では、取り組みの着実な推進を図るため、年度ごとに取り組み状況について把握し、必要に応じて、取組内容の見直しや追加を行います。